



# 佐賀県公報

平成18年  
10月2日  
(月曜日)  
第12813号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更(五九九・長寿社会課)	一	(六〇〇・道路課)	一
○道路の区域の変更	一	(六〇一・)	二
○道路の供用開始	二	(六〇二・)	二
○道路の区域の変更	二	(六〇三・)	二
○道路の供用開始	二	(六〇四・)	二
○道路の区域の変更	二	(六〇五・)	三
○道路の供用開始	三	(労働課)	三
○平成十八年度職業訓練指導員試験合格者	三	(農地整備課)	三
○上場Ⅳ期地区棚橋換地区換地計画	三	(建築住宅課)	三
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	三	(総務法制課)	四
○競争入札の参加者の資格	四	(公告)	六
○公印の登録	五	(公告)	六
○公印の登録	五	(公告)	六
○公印の登録	六	(道路課)	七
○平成十八年三月二十日付け佐賀県公報第一二七三一号中訂正	七	(総務法制課)	七
○平成十八年六月十二日付け佐賀県公報第一二七六五号中訂正	七		

## ○告示

### ●佐賀県告示第五百九十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

旧	新	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人ケアサポートまんねん 居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所まんねん	唐津市久里五一六番地 五	平成一八・ 九・一五

### ●佐賀県告示第六百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の 後の別	幅員 メートル
国道 九千部山公 園線	鳥栖市弥生が丘八丁目一六番地 先から 鳥栖市弥生が丘八丁目一四番地 先まで	二〇・八 一六・〇
	鳥栖市弥生が丘八丁目一六番地 先から 鳥栖市弥生が丘八丁目一四番地 先まで	一六・〇 一六・〇
	延長 メートル	三三・〇 三三・〇

◎佐賀県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘八丁目一六番地先から 鳥栖市弥生が丘八丁目一四番地先まで	平成一八・一〇・二

◎佐賀県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町里字正手一〇 〇番一地从先から 伊万里市山代町楠久津字新田一 七七番三四二地先まで	伊万里市東山代町里字正手一〇 〇番一地从先から 伊万里市山代町楠久津字新田一 七七番三四二地先まで	三八・六 、 二五・〇	一、〇一五・〇
	伊万里市東山代町里字正手一〇 〇番一地从先から 伊万里市山代町楠久津字新田一 七七番三四二地先まで	伊万里市東山代町里字正手一〇 〇番一地从先から 伊万里市山代町楠久津字新田一 七七番三四二地先まで	三八・二 、 二五・〇	一、〇一五・〇

◎佐賀県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町里字正手一〇〇番一地从先から 伊万里市山代町楠久津字新田一七七番三四二地 先まで	平成一八・一〇・六

◎佐賀県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の間		区域	
	変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル	
伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	後	二一・〇 七・一	一一二・〇	
	前	一六・二 七・一	二二七・二	
伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	後	二一・〇 七・一	一一二・〇	
伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	前	一六・二 七・一	二二七・二	

●佐賀県告示第六百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里松浦線	伊万里市東山代町里字後川八五四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一三番二地先まで	平成一八・一〇・二

○ 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定により実施した平成18年度職業訓練指導員試験合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康  
田一1 電一1 木一1

県営土地改良事業(畑地帯総合整備)上場IV期地区棚橋換地区の換地計画に基づき、平成18年8月17日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	鳥栖市村田町字一本松840番	平成18年 9月20日	4.12~6.00 (4.00~5.88)	33.75

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	伊万里市山代町楠久津字新田 177番419、177番555、177番 564、177番566及び177番568	平成18年 9月20日	4.06～ 5.98	32.85

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

平成19年度及び平成20年度において佐賀県が発注する庁舎等の維持管理業務の委託契約に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査については、次のとおりとします。

なお、この公告に定める資格の審査に係る手続は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける場合があります。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古 川 康

#### 1 業務の種類

庁舎等の維持管理業務とは、次に掲げる業務をいいます。

- (1) 警備業務
- (2) 清掃業務
- (3) 消防用設備等点検整備業務
- (4) 建築設備運転・監視業務
- (5) 暖房運転業務
- (6) 冷房運転業務

#### 2 資格審査の申請時期

平成18年11月1日から平成18年11月30日まで（以下「定期受付期間」という。）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。（定期受付期間経過後も随

時に受け付けを行います。この場合は、入札に間に合わないことがあります。）

#### 3 申請の方法

##### (1) 申請書の入手方法

申請書は、佐賀県庁ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）の「入札→庁舎維持管理（入札参加資格）」から様式をダウンロードし、所定の様式に印刷して使用してください。また、佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7017）においても随時配布します。

なお、「申請・届出」メニューの電子申請システムにより申請することもできます。

##### (2) 申請書の提出方法

佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に次に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、電子申請による場合は、添付ファイルとして送信することができない書類は別途佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に提出してください。

ア 営業概要書

イ 誓約書

ウ 法人にあつては、登記簿謄本

エ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないことを証する書類（個人の場合に限ります。）

オ 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する年の前年（法人にあつては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書

カ 納税証明書（審査基準日の属する年の前年の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をい

<p>う。) ただし、佐賀県の県税納税証明書(事業税納税証明、県税の未納額のない証明)のみ、「納税状況確認同意書」を添付することでこれに代えることができます。</p> <p>キ 当該契約の履行に関し、許可・認可等を必要とする場合にあっては、これを得たことを証する書類</p> <p>ク 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ク ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、その他の書類で外国語で記載をしているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>4 入札参加資格審査を受けることができない者</p> <p>(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、入札参加資格を取り消された者で、その取消の日から2年を経過していないもの</p> <p>(3) 当該契約の履行に関し、官公署の許可・認可等を要する場合において、これを得ていない者</p> <p>(4) 審査基準日現在において、営業を開始した日から2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過していないもの</p> <p>5 入札参加資格の審査</p> <p>入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。</p> <p>(1) 経営の状況</p>	<p>ア 営業実績</p> <p>イ 営業年数</p> <p>ウ 経営比率</p> <p>(2) 経営の規模</p> <p>ア 自己資本額</p> <p>イ 従業員数</p> <p>ウ 設備の設置状況</p> <p>エ 従業員の有資格者数</p> <p>6 資格審査の結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果通知書により通知します。</p> <p>7 資格の有効期間</p> <p>資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については平成19年4月1日から平成21年3月31日までとし、定期受付期間経過後に申請した有資格者については資格審査結果の通知の日の属する月の翌月の1日から平成21年3月31日までとします。</p> <p>8 入札参加資格の取消し</p> <p>入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の競争入札参加資格を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。</p> <p>_____</p> <p>次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。</p> <p>平成18年10月2日</p>
	<p>佐賀県知事 古川 康</p>



委任出納員印

(佐賀県立武雄高等学校出納員印)



委任出納員印

(佐賀県立武雄青陵中学校出納員印)



委任出納員印

(佐賀県立香楠中学校出納員印)

○ 教育委員会事項

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野健二



佐賀県立武雄高等学校印



佐賀県立武雄高等学校印

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野健二



佐賀県立武雄青陵中学校印



佐賀県立武雄高等学校校長印



佐賀県立武雄青陵中学校印



佐賀県立武雄青陵中学校校長印

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県教育委員会





購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

